

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1, 000円 を上限とします。 手数料負担者は 求 人 者 とします。
求人・求職の申し込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職に照合その他紹介サービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1年間で支払われる見込み額の 100% とします。 手数料負担者は 求 人 者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1年間で支払われる見込み額の 40% とします。 手数料負担者は 求 人 者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着 手 金 200, 000円 とします。 活動1日当たり — 円 とします。 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1年間で支払われる見込み額の 100% とします。 手数料負担者は 求 人 者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1年間で支払われる見込み額の 100% とします。 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記の手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度

被採用者が、本人又は紹介者（当社）の責めに帰すべき事由により、入社後3か月に達しない期間に退職した場合には、紹介者は、支払われた紹介手数料の50%を紹介先（求人者）に返還するものとする。

ただし、求人者の責めに帰すべき事由に起因する退職、求人者の都合による解雇もしくは本人の死亡、業務を継続しがたい病気、怪我等、不測の事態による退職の場合、適用されないものとする。

許 可 番 号 13-ユ-300907
株式会社エイジェック